

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成31年2月8日(金)

開会 13時30分

閉会 14時04分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 梅村和弘、

次長(学校教育担当) 宮路正弘、次長(育成支援・社会教育担当) 森下宏也、

次長(研修担当) 山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也、

班長 大屋慎一、主幹 辻孝明、主幹 藤堂恵生

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

### 5 議案件名及び採択の結果

議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について

審議結果

継続審議

議案第51号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する  
規則案

原案可決

議案第52号 職員の人事異動(事務局及び県立学校)について

原案可決

### 6 審議の概要

#### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

#### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

#### ・前回審議事項(1月28日開催)の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第52号は、人事に関する案件のため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第50号及び51号を審査し、非公開の議案第52号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり提案する。平成31年2月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県いじめ防止基本方針の改定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

改定案については、別冊で用意しております。説明資料として1ページをご覧ください。「1 改定の目的」です。現行の三重県いじめ防止基本方針については、改定前のいじめ防止等のための基本的な方針、国の基本方針と言っておりますが、これを参酌して策定されております。本県では、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた三重県いじめ防止条例を平成30年4月から施行しております。

また、国では平成29年3月に国の基本方針が改定され、それと同時に、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されております。

こういったことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容にするとともに、改定された国基本方針の内容や、ガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映するため改定するものです。

「2 経過」です。三重県いじめ問題対策連絡協議会、それから三重県いじめ対策審議会において、これまで協議を進めてきました。それと合わせて、各市町教育委員会あるいは関係団体に意見聴取をするというような機会を持ちながら、改定の作業を進めてきたところです。

「3 主な内容」について説明させていただきます。(2) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方の①が、条例の目的ということで三重県いじめ防止条例がで

きましたので、条例第1条を記載しております。②が、いじめ防止等の対策に関する基本理念ということで、条例の第3条基本理念を示しているところを記載しております。③が、いじめの定義ということで、条例第2条第1項のところの定義を記載しております。また、「いじめ」にあたるか否かの判断について考え方、具体的ないじめの対応等について記載しているところです。④が、いじめの理解についてということで、多くの児童生徒がいじめの被害や加害を経験していること、「観衆」・「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすること等について、記載をしております。

2ページをご覧ください。(3)三重県が実施するいじめ防止等に関する施策です。②いじめの早期発見のための措置というところで、条例第15条にいじめの早期発見のための措置が規定されておりますので、ここを記載しております。また、毎学期に一回以上のアンケート調査や必要な面談を行う、スクールカウンセラー等の配置により、各学校及び中学校区の教育相談体制を充実する、個人情報適切に保護するといったことについて記載をしております。③いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上です。ここは、条例の第16条のいじめ防止等のための人材の確保及び資質の向上についての規定ですが、そこを記載しております。また、生徒指導担当者講習会の開催、教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図る、あるいはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の活用による児童生徒の心のケアや、いじめ防止等の支援について記載をしております。⑤をご覧ください。いじめの防止等のための啓発活動ということで、条例の第18条の啓発活動のところを記載しております。また、いじめの防止強化月間の取組、児童生徒の保護者が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口や、いじめからの救済に関する制度等の項目について記載をしております。

(4)学校が実施するいじめ防止等に関する施策のところでは、①をご覧ください。学校いじめ防止基本方針の策定というところです。条例第13条で学校いじめ防止基本方針の規定を示しておりますので、そこを記載しております。また、方針に基づく対応が徹底されるよう、いじめへの対応が組織として一貫した対応となることなど、学校いじめ防止基本方針を定める意義、方針に記載すべき内容、策定時における保護者・地域住民との連携の必要性について記載をしております。

3ページをご覧下さい。③学校におけるいじめ防止等に関する措置のところでは、条例の第7条、第17条を記載しているところです。(ア)いじめの未然防止では、児童生徒が相互に人権を尊重し、安心・安全に生活できる学校づくりや、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的かつ自主的な活動の推進、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対する対応等について記載しております。(イ)早期発見のところについては、条例の第15条第1項を記載するとともに、定期的なアンケート調査、教育相談の実施等によりいじめを積極的に認知すること、児童生徒の相談に対して迅速に対応することの必要性、正確な認知をするための留意点について記載をしております。(ウ)いじめに対する措置については、いじめに対する学校の組織的な対応の必要性、いじめの解消要件等について記載をしております。

(5)重大事態への対処のところをご覧ください。2つ目の・です。重大事態の定

義、児童生徒・保護者からの重大事態との申立てがあったときの考え方について記載をしております。また、3つ目の・ですが、調査の組織、調査結果の提供及び報告等、重大事態が発生した際の対応の手順・内容等について記載をしております。

「3 今後の対応方針」です。2月13日に開催されます市町等教育長会議、あるいは2月15日に開催されます市町教育委員会の生徒指導担当者会議等において、本方針の改定について周知するとともに、市町教育委員会及び県立学校に対し、三重県いじめ防止基本方針改定を通知し、周知徹底していきたいと考えております。

#### 【質疑】

教育長

議案第50号は、いかがでしょうか。

宮路次長

今日の本冊には間に合っていないんですが、千葉のほうで虐待があって、アンケートを開示してしまったとか、そういう問題があって、その中にも子どものアンケート、いじめのことですけども、子どものことなので、どういうことを書くとかいうのがあって、今はプライバシーに十分配慮するという表現になっているんですが、もう少しきちっと、今回のことも踏まえて、今日議案で出させてもらって申し訳ないのですが、一定、もう少し強めにそういうことにきちっと対処するようなことを、変更もあるということで、今日ご了解いただけないかなと思ひまして、こんなところで申し訳ないのですが。

岩崎委員

その話もしようかなと思ったら、宮路さんからそれが出たので。例えば柏の事案なんかでいうと、保護者のDVですよね。それに対してのプライバシーの問題とかありますよね。もう一つ、同時期に起こっていて、えらくマスコミが取り上げている山口の周南の話なんかでいうと、本当にマスコミの情報しかわからないんですが、そのマスコミの情報によると、先生のいじりをいじめだというふうに捉えて、そして、それとかなり詳細な報告書が出されているんですね。先生のいじりも本人がいじめだと解せばということになるのでしょうか。

今回の基本方針を見たら、一つのマニュアルみたいな性格があるわけですね。そうすると、そういった調査の中身の話は、それぞれの調査のケースが違うから、一律には規定できないんだろうけれども、公表のあり方というか、情報をどういうふうの開示していくのかとか、その辺がマニュアルだとしたら、全部出すのが基本といえば基本なのかもしれませんが、プライバシーであるとか、個人情報保護には配慮するという話なんだろうけども、情報の提供の仕方、開示の仕方みたいなところでの留意事項みたいなものもあっていいのかなと思っていたんです。どうも断片的な情報でしか伝えられないし、それによって、特に周南の話はよくわからんという話になってしまっているんで、どうかなという。

子ども安全対策監

教員のいじめに類するものがあったというようなこと、この中には、いじめというのは、子ども同士の中での行為を指しておりますので、「類する」というような表現

を使ったんだろうと思います。

当然、そういうような教員が何気なく発した言葉であるとか、とった行動であるとか、そういったところが意外に子どもたちのいじめに影響するということは、前々から言われているので、条例の第7条の中に教職員の言動のことについて少し触れているということで、三重県らしいところでもあるんですが、我が身を振り返って常に行動するというようなことを条例の第7条で規定しているというのが一つあります。

それから、調査の結果の公表のあり方等については、29年3月に国からいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが出ておりますが、そこに細かく記されているところがありますので、そういった部分を今回の方針の中でも20ページ、21ページのあたりで、ガイドラインに沿った形で反映していると言えるかなと思います。

岩崎委員

それが被害者側、加害者側に対する情報提供は、こういう形でしますが、そうすると、こういう言い方をすると語弊がありますが、被害者や加害者がマスコミに流すときには全然制約がないんでしょうか。

子ども安全対策監

公表の基準的なことは国としては示してはないかと。公表することは望ましいということですね。失礼しました。

岩崎委員

特段の支障がなければと。

子ども安全対策監

一定の条件をクリアして望ましいという形にはなりますが。

宮路次長

21ページを見ていただくと、(6)の2段落目のところに、提供に当たって、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮と個人情報に十分配慮してということがある一方で報道とかからは、結構、公開することが求められていますので、そのバランスというか、これは今、県内の事案でも、ご遺族の方にそれぞれ確認して、こういうことは言っていないですかということ全部確認して出ささせていただいておると。周りの生徒のことも、今の時点では、少しそこはまだ関係している生徒がどうなのかということをおっしゃらずに公表させていただいているのが現状です。

岩崎委員

その後の独自取材まではとめられないと。わかりました。

原田委員

今のお話のいじりなのかいじめなのかということも含めて、当該児童生徒が心を痛めた場合はいじめですという大前提の基本方針の下、やはりしっかりと基礎となる仕組みに対して、堂々と調査したことをマスコミに報告するという仕方もちろんですが、やはり生徒の学習機会を奪うばかりではなくて、命までも奪ってしまうというのが、今、現状としてある、この状態を教育委員の立場として、言葉がうまく出てこないのですが、そこを大前提に思っていないと、外部に対してどうだとか、そういったことよりも、私たちも含めた教育委員会の組織として、しっかりと基本方針を持っていかないと、柏の問題みたいなことも出てくるのではないかと思います。

そこが報道でしか私たちも知り得ないところがあるので、千葉の事件のときにどういった状況の中で教育委員会がいじめの問題を親に戻したのかということも、あくまでも知り得るのは、一定のところしか私たちも知ってないのかもしれないですが、三重県の私たち教育委員としては、しっかりとしたことさえしていれば、どんな形で流出しても問題ないぐらいの気概を持って取り組んでいかないと、子どもたちを守り抜いていくことができないのではないかと思って私は報道を見ています。なので、今一度、私がこのことを言う立場ではないですが、自分も含めて、その気持ちを全員が組織として持つべきだと感じています。言葉がうまく言えませんが、最終的には子どものことを守っていかなければいけないんだということが大事ではないかと思います。

教育長

もう少し修正する点があれば、またその時点でということによろしいですか。

副教育長

議案ですので、例えば、もし加えさせていただくことがあったときに、その内容によって議案としてまた出させていただく必要があるかわかりませんし、今、少しくどいですが、条例では28ページを見ていただきますと、一番上の第15条の3項に、学校の設置者、学校、県、などの関係者は、いじめに関する通報及び相談を受けた場合は個人情報適切に保護するというふうに確実に書かせてもらっています。

そういうのも受けて、このいじめの基本方針のまず5ページを見ていただきますと、5ページの定期的な調査等の1つ目の○で、アンケートの実施にあたってはここはまず回収方法とプライバシーに十分配慮すると。次に、6ページを見ていただきますと、(ウ)で個人情報の保護ということで、これは条例と同じ文言になっております。

先ほど、原田委員が言われたことも含めて、もう少ししっかりいじめ基本方針で岩崎委員がおっしゃるように、各学校が、これをマニュアルとして対応するにあたって、大変申し訳ないのですが、今の状況を受けて、もっと校長や教員が実際にわかりやすく、もう少し表現をすべきなのかということを検討させていただきたいと思います。

教育長

次の定例会の3月7日に、再度、修正やもう少し書く時間が、確かに副教育長、議案として上げているということであります。後で責任でと思ったのですが、確かに議案として出ている内容ですので。

副教育長

もちろん修正をどこまでするかというか、今のままでいけるのかということのも、もう一回確認させていただいて、修正が必要であれば、改めて何らかの議案なりで出させていいただいて審議いただくということで。

岩崎委員

原田委員がおっしゃったように、これが基本方針なんで、でも、児童生徒のことが第一だということから読み解けば、何が大切かというのは、わかることはわかるのですが。ですから、柏の事案を踏まえて詳しく書いてあったら、個々のケースでどんどん基本方針ではなくなってしまうことがあることは確かですから。一つは心構えの問題というのがありますが、読み解く側の問題というのは。

副教育長

基本の分は、条例にもありますように書かせてはいただいておりますが、そこをもう少し、更に加えさせていただいて、もう少し精査させてください。

教育長

そうしたら、もう一度まとめますと、今回、もう少しこの内容について個人の情報保護の点とか誤解を生む部分について、書き加えることがあるのかどうかも含めて、こちらで検討させてもらって、そういう相談をさせていただきます。

場合によっては、再度、議案として出させていただくということで、50号については、そのような形でご理解をいただきたいと思っております。

#### 【採決】

－本案を継続審議とすることを決定する。－

#### ・審議事項

#### 議案第51号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（早川教職員課長説明）

議案第51号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年2月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項第1号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページからは改正の規則案でありまして、13ページをご覧ください。今回の改正の要項でございます。改正理由は2つございまして、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の施行に伴い規定を整備するもの、もう一つは、様式について一部見直しを行うものでございます。

まず、1つ目の改正内容でございます。詳細は、資料の15、16ページになります。まず、15ページをご覧ください。これが国の施行規則の一部を改正する省令案の概要でございます。「0 教育職員免許法の改正」とあります、その法の改正は、現行で定められている教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の3区分が大括り化され、「教科及び教職に関する科目」になります。その内訳は、施行規則で定められており、「2 施行規則上の科目区分の大括り化」の中にありますように、現行の規則等に定められている科目区分が、そこにある「教科及び教科の指導法に関する課目」「教育の基礎的理解」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等」「教育実践」「大学が独自に設定する科目」というような課目区分に改正されます。

16ページの左側が現行のイメージです。教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目のそれぞれの科目が矢印にありますように、一つに大括り化されて、その中で、先ほど申し上げた細かなこういう科目になりますので、これに合わせて本県の規則を変えるというものでございます。

次に、2つ目の改正内容でございます。資料はございませんが、免許を申請するときの書類について、単位修得一覧表というのを今まで出していただいておりますが、これは、免許状の申請において、例えば認定講習等で取得した場合には、学力に関する証明書のほかに、この取得した単位を申請者が一覧表に転記した単位取得一覧表というのを提出を今まで求めておりました。これは三重県が定めて提出を求めているものであり、学力に関する証明書があれば、その内容を把握することができることから、この提出のみでよいこととし、当該単位取得一覧表というのを廃止させていただこうと思っております。また、一部の様式の中に、「平成」などの言語表記がありますが、5月に元号が改正されることも踏まえ、この元号表記を省略することとします。

その他、法の施行規則改正による条ずれの対応による改正を行います。

以上を、31年4月1日から施行したいと思っております。

#### 【質疑】

教育長

それでは、議案第51号はいかがででしょうか。

岩崎委員

そもそもの話で、これは森脇委員に教えてもらわないといけないかもしれませんが、何でこんな大括り化をしたのでしょうか。

森脇委員

大括りの理由は私にもわかりません。

大屋教職員課班長

もともと大括り化をした理由は、教員養成のカリキュラムについて、学校現場の要望に柔軟に対応できるように、教育課程の大括り化とか、大学の独自性が発揮されやすい制度とするという検討がもともとありまして、その中で柔軟性を持たせるということで、国のほうで方針が決まったということです。

その中で、具体的な部分として、もう少しお話させてもらいますと、16ページをご覧いただけますでしょうか。見直しのイメージの列を見ていただきますと、例えば2行目の「へ」のところ、例えば「カリキュラムマネジメントを含む」とか、あるいは、その上のところに「特別な支援を必要とする幼児」とか、そういう部分を具体的に盛り込みながら、こういうことについても確実にやりましょう、柔軟性も持たせましょうということで、国のほうが方針を転換したことによるということでご理解を賜りたいと思います。

教職員課長

同じ16ページの見直しのイメージの3段目のところには、「ホ 生徒指導の理論及び方法」とか、「へ 教育相談」、「ト 進路指導」とかありますので、こういういろんな課題にも対応したということ新たに盛り込んでおるところでございます。

岩崎委員

必ずしも表に出てなかったものを表に出したみたいな感じだと理解していいんですかね、わかりました。

教育長

いかがでしょうか。よろしいですか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第52号 職員の人事異動（事務局及び県立学校）について （非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

